公 安 委 員 会 関 係 手 数 料 条 例

平 成 十 二 条 例 年 \equiv 月二十二 八 日

宮

城

県

第二十

号

公 安 委員 会 関 係 手 数 手 料 条 例をここ に 公 布 す る。

公 安 委 員 会 関 係 数 料 条例

趣 宣)

第 会の 条 所管、 地 方 す る事 自 治 務 法 に (昭 係る手 和二十二年 数 料 に 法 0 **,** \ 律第六十七 て は、この 号) 第二百二十七 条 例 \mathcal{O} 定 \Diamond るところ 条 \mathcal{O} 規 に 定 ょ る。 に ょ ŋ 県 が 徴 収 す る 宮 城 県 公 安 委 員

手数 料 \mathcal{O} 徴 収

第二 が 場 合に 条 あ る お ŧ 知 \mathcal{O} 1 事 て、 に は 0 V) 当 次 て 該 \mathcal{O} 表 は 手 そ 数 \mathcal{O} 上 \mathcal{O} 料 計 欄 \mathcal{O} 算 額 に 単 は、 掲 位 げ る者 に 同 0 表 き、 \mathcal{O} か ら、 、 上 そ 欄 \mathcal{O} そ に 掲 他 れ ぞ \mathcal{O} げ る ŧ れ 者 \mathcal{O} 同 に \mathcal{O} 表 つ 区 \mathcal{O} 分 11 中 て 欄 に は 応 に じ、 掲 件 げ に るときに、 同 つ 表 きそれ \mathcal{O} 下 欄 ぞ に 手 数 れ 特 定 料 別 \Diamond \mathcal{O} を る 計 徴 額 収 算 とする。 単 す る。 位 \mathcal{O} 定 \Diamond \mathcal{O}

一項の規定に基づく風俗営業の許可を申請する者十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。)第三条第一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二	納 入 義 務 者
申請するとき	徴収の時期
にあってはそれぞれ次に定める額に六千八百円 内の規定に基づく許可の申請をする場合 をする場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請にあってはそれぞれ次に定める額 (当該許可の申請をする者が同時に他の める額 (当該許可の申請をする者が同時に他の 財産に基づく許可の申請をする者が同時に他の 大に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定	手数料の額

を加算 1 た

1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 2 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 2 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 3 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 3 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 3 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 3 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務 5 ぱちんこ屋 5 ぱちん 5 ぱちんこ屋 5 ぱちんこ屋 5 ぱちん 5 ぱちん 5 ぱちんこ屋 5 ぱちん 5 定める額

三月 以 内 0 期 間 を限 って営む 営業 万

2

三月以内の期間 定める額 間 を限って営む 営業 万

		ロ その他の営業 二万四千円
る者 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	申請するとき	千二百円
認を申請する者三(風適法第七条第一項の規定に基づく風俗営業の相続に係る承	申請するとき	く承認の申請にあっては、三千八百円)をする場合における当該他の同項の規定に基づ風適法第七条第一項の規定に基づく承認の申請九千円(当該承認の申請をする者が同時に他の
の合併に係る承認を申請する者四(風適法第七条の二第一項の規定に基づく風俗営業者たる法人	申請するとき)でに基づく承認の申請にあっては、三千八百円定に基づく承認の申請をする場合における当該他の同項の規他の風適法第七条の二第一項の規定に基づく承一万二千円(当該承認の申請をする者が同時に
法人の分割に係る承認を申請する者四の二 風適法第七条の三第一項の規定に基づく風俗営業者たる	申請するとき)でに基づく承認の申請にあっては、三千八百円定に基づく承認の申請における当該他の同項の規他の風適法第七条の三第一項の規定に基づく承一万二千円(当該承認の申請をする者が同時に
変更の承認を申請する者 五 風適法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の	申請するとき	九千九百円
る者、「風適法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えを申請す	申請するとき	千五百円
定を申請する者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	申請するとき	一万三千円(当該認定の申請をする者が同時に

		I	Π
	る者 九 風適法第二十条第二項の規定に基づく遊技機の認定を申請す	請する者 、	
	申請するとき	申請するとき	
イめ額る 十四技 っのとに係当 二下 (1)分 る 、 遊 1 円 千 機 同 て 項 す つ る 該 と 項 「 風	定める額次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に	千二百円	定に基づく認定の申請にあっては、一万円)定の申請をする場合における当該他の同項の規

- (1)機 三万五千円 でイクロプロセッサーを内蔵するものの区分に応じ、それぞれ次に定める額アレンジボール遊技機 次に掲げる遊技

+ 風適法第二十条第四項の規定に基づく遊技機の検定を申請す	
申請するとき	
1 指定試験機関が行う風適法第二十条第四項の検定に必要な試験(以下「型式試験」という。)を受けた型式 三千九百円会の同項の検定を受けた型式 (型式試験を受けたものを除く。) 六千三百円技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額方に応じ、それぞれ次に定める額分に応じ、それぞれ次に定める額分に応じ、それぞれ次に定める額分に応じ、それぞれ次に定める額方に応じ、それぞれ次に定める額分に応じ、それぞれ次に定める額分に応じ、それぞれ次に定める額分に応じ、それぞれ次に定める額の区分に応じ、それぞれ次に定める額の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千円 (2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千 (2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千 (2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千 円 三万五千円 (2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千 でれ次に定める額 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額 でれ次に定める額 二万九千円 (2) (1)に掲げるもの以外のもの 一万九千 でれ次に定める額 六百円

- (4) マイクロプロセッサーを内蔵するも (2) (1) (2) 万八千円 (2) 万八千円 (1) 株で装置が設けられているもの (1)に 掲げるものを除く。) 次に掲げるものを除く。) 次に掲げるものを除く。) 次に掲げるものに応じ、それぞれ次に定める額 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (1)に掲げるもの以外のもの 四十三万十円 (1)に掲げるもの以外のもの 四十三万十円 (1)に掲げるもの以外のもの 四十三万十円 (1)に掲げるもの以外のもの 四十三万十四万八千円 (1)に掲げるもの以外のもの 四十七万 (1)に関ける (1)に掲げるもの以外のもの 四十七万 (1)に関ける (1)に掲げるもの以外のもの 四十七万 (1)に関ける (1)に
- (2) (1)に掲げるもの以外のもの 四(1) マイクロプロセッサーを内蔵す分に応じ、それぞれ次に定める額 コー じゃん球遊技機 次に掲げる遊技 二千円 ぬするも 技機 兀 + 八万 \mathcal{O} 区

<u>+</u>	
遊技機試験を申請する者	
申請するとき	
次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次にに属する他の遊技機にのいて遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機と同一の型式に応じ、それぞれ次に定める額 (当該遊技機について遊技機と同一の型式に応じ、それぞれ次に定める額 (1)マイクロプロセッサーを内蔵するものに限る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (2)(1)マイクロプロセッサーを内蔵するものに限る。) 次に掲げるものを除く。) 次に掲げるある額 四万三千三百円 四万三千三百円 四万三千三百円 では、それぞれ次に定める額 「マイクロプロセッサーを内蔵するもの 「日円」では、それぞれ次に定める額 「マイクロプロセッサーを内蔵するものがるものを除く。) 次に掲げるあの区分に応じ、それぞれ次に定める額 「マイクロプロセッサーを内蔵するものが、それぞれ次に定める額 「中」 「日」 マイクロプロセッサーを内蔵するものが、たれぞれ次に定める額 「日」 マイクロプロセッサーを内蔵するものができるができるものを除く。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める額 「日」	千円

十二 型式試験を申請する者	
申請するとき	
1 ぱちんこ遊技機 次に掲げる遊技機の区分 1 ぱちんこ遊技機 次に掲げる遊技機の区分 に応じ、それぞれ次に定める額 に応じ、それぞれ次に定める額	イーマイクロプロセッサーを内蔵するもの ・

(2)五千円(2) (1)に掲げるもの以外のも百四十四万二千円 ŧ Ŏ 兀 +匝

万

2

3 百十五万五千円の区分に応じ、それぞれ次に定める額の区分に応じ、それぞれ次に定める額の区分に応じ、それぞれ次に定める額のでは、

千円

千円 イに掲げるも の以外のもの 四十八万九

4 じゃん球遊技機 次に掲げる遊技機の区分4 でやん球遊技機 次に掲げる遊技機の区分 千 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 百十五万四千円

十八万八

					,
付を受けようとする者性風俗特殊営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交十四の五 風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型	た書面の再交付を申請する者特殊営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載し十四の四 風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型性風俗	付を受けようとする者特殊営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交告外営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交十四の三 風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型性風俗	けようとする者 特殊営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受十四の二 風適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型性風俗	対する講習を受けようとする者十四 風適法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に	項の規定に基づく遊技機の変更の承認を申請する者十三 風適法第二十条第十項において準用する風適法第九条第一
届出をするとき	申請するとき	届出をするとき	届出をするとき	き講を申請すると	申請するとき
、三千四百円と八千五百円に受付所の数を乗じにつき受付所を設けようとする場合にあっては三千四百円(風適法第二条第七項第一号の営業	千二百円	千五百円	一万千九百円	講習一時間につき六百五十円	1 当該承認の申請をする遊技機に未認定遊技 他がない場合 工千四百円 未認定遊技機がある場合にあっては、八千円に当該特定機がある場合にあっては、八千円に当該特定 機がある場合にあっては、八千円に当該特定 機がある場合 五千二百円(特定未認定遊技機がある場合 五千二百円(特定未認定遊技 機がない場合 二千四百円 た額)に、未認定遊技 人一円を減じた額を加算した額

の六の風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型の六の一風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型	て得た額との合計額)
面の交付を受けようとする者性風俗特殊営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書	書 届出をするとき 千五百円
記載した書面の再交付を申請する者性風俗特殊営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を十四の七 風適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型 申請するとき	
とする者業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けよう業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けよう第三十一条の二第四項の規定に基づく映像送信型性風俗特殊営十四の八 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法 届出をすると十四の八 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法	
けようとする者業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受第三十一条の二第四項の規定に基づく映像送信型性風俗特殊営十四の九 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法 届出をすると十四の九 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法	
の再交付を申請する者業の届出書の提出があった旨を記載した書面業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面第三十一条の二第四項の規定に基づく映像送信型性風俗特殊営十四の十 風適法第三十一条の七第二項において準用する風適法 申請するとき	面 営 法
する者 する者 する者 はいかい では はい で は はい で 準用 する 風 は 出 を する と 十四の十一 風 適 法 第三十一条の十二第二項におい で 準用 する 風 届 出 を する と	業 届出をするとき 一万千九百円

飲食店営業の許可を申請する者	面の再交付を申請する者のと出あった旨を記載した書介営業の届出書又は変更の届出書の提出あった旨を記載した書適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型電話異性紹十四の十六 風適法第三十一条の十七第二項において準用する風	を受けようとする者が営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付介営業の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付適法第三十一条の二第四項の規定に基づく無店舗型電話異性紹十四の十五 風適法第三十一条の十七第二項において準用する風	ようとする者	再交付を申請する者の提出があった旨を記載した書面のの届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面のの届出書工十七条第四項の規定に基づく店舗型電話異性紹介営業十四の十三 風適法第三十一条の十二第二項において準用する風	ようとする者の変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けの変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受け適法第二十七条第四項の規定に基づく店舗型電話異性紹介営業十四の十二 風適法第三十一条の十二第二項において準用する風
申請するとき	申請するとき	届出をするとき	届出をするとき	申請するとき	届出をするとき
に基づく許可の申請にあってはそれぞれ次に定の申請をする場合における当該他の同条の規定風適法第三十一条の二十二の規定に基づく許可める額(当該許可の申請をする者が同時に他の次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定	千二百円	千五百円	三千四百円	千二百円	千五百円

法人の分割に係る承認を申請する者 法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる 中請するとき十四の二十一 風適法第三十一条の二十三において準用する風適 申請するとき	人の合併に係る承認を申請する者	承認を申請する者 第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る 第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る 中請するとき	第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付を申請する者十四の十八 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法 申請するとき	
る他一	基づく承認の申請にあっては、三千三百円) 十一条の二十三において準用する同項の規定に 十一条の二十三において準用する同項の規定に る風適法第七条の二第一項の規定に基づく承認 の申請をする場合における当該他の風適法第三 でする場合における当該他の風適法第三 でする場合において準用する。	とき 八千七百円(当該承認の申請をする者が同時に とき 八千七百円(当該承認の申請をする者が同時に)とき 千百円	おる額から八千七百円を減じた額、風適法第三十一条の二十三において読み替えて準用する風 一手門の申請をする場合にあってはそれぞれ次に 定める額に六千八百円を加算した額) 「一手内の期間を限って営む営業 一万四 「一手内」 「一手円」 「一手円」 「一手円」 「一方四」 「一方一 「一方一

三千四百円	届出をするとき	俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介三条第二項の規定により店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十九号)附則第十四の二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法
講習一時間につき六百五十円	受講を申請すると	習を受けようとする者と第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講十四の二十六 風適法第三十一条の二十三において準用する風適
千百円	申請するとき	者
基づく認定の申請にあっては、一万円) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	申請するとき	の認定を申請する者の認定を申請する者との記定を申請する者との二年の一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者十四の二十四の風適法第三十一条の二十三において準用する風適
千四百円	申請するとき	
九千九百円	申請するとき	承認を申請する者
基づく承認の申請にあっては、三千三百円)十一条の二十三において準用する同項の規定にの申請をする場合における当該他の風適法第三		

十九 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づく火薬類の譲受	者を受けるものに限る。以下同じ。)の譲渡しの許可を申請するを受けるものに限る。以下同じ。)の譲渡しの許可を申請する第一項の規定に基づく火薬類(同法第五十条の二第一項の適用十八、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第十七条	方法の認定を申請する者第一項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の十七の二。古物営業法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六	申請する者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	申請する者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	基づく古物営業の許可を申請する者十五「古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第三条の規定に	書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者と第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の二第四項(風適法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十第二項において準用する場合を含む。)又は風適法第三十一条の十二みなされ、風適法第二十七条第四項(風適法第三十一条の十二営業又は無店舗型電話異性紹介営業の届出書を提出したものと
申請するとき	申請するとき	申請するとき	申請するとき	申請するとき	申請するとき	
五キログラム以下の場合 三千五百円イ 火薬類(火工品を除く。)の数量が二十じ、それぞれ次に定める額 2 1以外の場合 次に掲げる場合の区分に応1 火工品のみの場合 二千四百円	千二百円	一万七千円	千五百円	千三百円	一万九千円	

五千四百円	申請するとき	二十八 原子炉等規制法第五十九条第九項の規定に基づく運搬証
一万五千円	とき 選搬の届出をする	受けようとする者いう。)第五十九条第五項の規定に基づく運搬証明書の交付をいう。)第五十九条第五項の規定に基づく運搬証明書の交付を(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」と二十七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
千三百円	申請するとき	を申請する者二十六、質屋営業法第八条第四項の規定に基づく許可証の再交付
千五百円	申請するとき	項の規定による届出に係る許可証の書換えを申請する者二十五 質屋営業法第八条第二項の規定に基づく同法第四条第二
五千七百円	申請するとき	は変更の許可を申請する者二十四 質屋営業法第四条第一項の規定に基づく管理者の新設又
一万二千円	申請するとき	許可を申請する者二十三 質屋営業法第四条第一項の規定に基づく営業所の移転の
二万二千円	申請するとき	一項の規定に基づく質屋営業の許可を申請する者二十二 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第二条第
2 1以外の場合 二万五千円下の場合 一万二千円 火薬及び爆薬の数量が二十五キログラム以	申請するとき	輸入の許可を申請する者二十一の楽類取締法第二十四条第一項の規定に基づく火薬類の
二千百円	とき 選搬の届出をする	交付を受けようとする者二十の火薬類取締法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の
ロ イ以外の場合 六千九百円		

条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく 三十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項(同法第七	三十 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可を申請する者	明書の再交付を申請する者二十九 原子炉等規制法第五十九条第十項の規定に基づく運搬証	明書の書換えを申請する者
受検を申請すると	申請するとき	申請するとき	
六百五十円	1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請をする場合に基づく外面とに基づく外面とに基づく外面とに基づく外面とに基づく外面とに基づく外面とに基づく外面を現に受けている者が同号の規定に基づく外面といる者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請をする場合における当該他の同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする者が同時に他の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表づく許可の申請をする場合に表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	二千二百円	

	1	I	ı	T	1	
可証の書換えを申請する者三十四 銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許	持の許可を申請する者際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所三十三 銃砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規定に基づく国	る者 基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとす 基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとす三十二の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項の規定に	く猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を受けようとする者三十二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の四第一項の規定に基づ	る者 定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会を受けようとす 三十一の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規	く猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を受けようとする者三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の規定に基づ	認知機能検査を受けようとする者
申請するとき	申請するとき	受講を申請すると	き検を申請すると	受講を申請すると	受講を申請すると	
千六百円	、千八百円) 他の同項の規定に基づく許可の申請にあっては他の競砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規色におれての競砲刀剣類所持等取締法第六条第一項の規三千九百円(当該許可の申請をする者が同時に	一万四千円	二万二千円	2 その他の者に対する講習会 六千九百円を所持している者に対する講習会 三千円第一号の規定による許可を受けてクロスボウ1 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項	2 その他の者に対する講習会 六千九百円 3 会 三千円 習会 三千円 3 会 三千円 3 会 三千円 3 会 三千円 3 規定による許可を受けて猟銃又は空第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空 第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空 第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空	

三十六 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を申請する者	可証の再交付を申請する者三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許
申請するとき	申請するとき
1 猟銃又は空気銃 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合における当該同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合における当該同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合における当該同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請をする場合とおける当該側の両項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請をする場合における当該他の両項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の規定に基づくクロスボウの所持の許可の前時に他である場合における当該他の許可の規定に基づくクロスボウの所持の許可の規定に基づくクロスボウの所持の許可の期間の規定に基づくクロスボウの所持の許可の規定に基づくクロスボウの所持の許可の方法の計画をする場合における当該他の許可の規定に基づくクロスボウの所持の許可の方法の計画をする場合における当該他の許可の規定に基づくクロスボウの所持の許可の方法の計画を対象を対象を表する場合における場合における場合に表が表する場合における場合に表が表する場合における場合に表が表する場合における場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表する場合に表が表が表する場合に表が表が表が表が表が表が表が表する場合に表が表が表する場合に表が表が表する場合に表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	千九百円

千八百円	申請するとき	て準用する同法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定 三十八の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第三項におい
百円) 百円) 「田の統砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一を場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を可の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請をする者が同時に	申請するとき	三十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定
八千九百円	申請するとき	く射撃練習を行う資格の認定を申請する者三十八の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定に基づ
八千九百円	申請するとき	く射撃教習を受ける資格の認定を申請する者三十七の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項の規定に基づ
の更新の申請及び当該クロスボウの所持の許可の更新の申請をする場合における当該同法特の許可の申請をする場合における当該同法第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請をする場合 七千二百円 基づくクロスボウの所持の許可証の交付を伴う同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請をする場合 七千二百円 の申請をする場合 七千二百円 かり申請をする場合 七千二百円		

	T	T	T	T	T	
録の更新を申請する者三十九の三 道路交通法第五十一条の八第六項の規定に基づく登	録を申請する者三十九の二 道路交通法第五十一条の八第一項の規定に基づく登	する者では同項に規定するパーキング・チケットの発給を受けようとては同項に規定するパーキング・メーターを作動させようとする者一項に規定するパーキング・メーターを作動させようとする者三十九 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十九条第	に基づく射撃練習を行う資格の認定を申請する者三十八の六 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定	者に基づく年少射撃資格の認定のための講習会を受けようとする三十八の五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十四第一項の規定	証の再交付を申請する者で準用する同法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定三十八の四、銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第三項におい	証の書換えを申請する者
申請するとき	申請するとき	き アルーキング・メーターを作動させ、 ターを作動させ、 ターを作動させ、 アはパーキング・ アカットの発給を でけようとすると	申請するとき	受講を申請すると	申請するとき	
二万三千円	二万三千円	作動又は発給一回につき二百円	ては、五千六百円)基づく射撃練習を行う資格の認定の申請にあっ項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の重請をする者が同時に九千三百円(当該認定の申請をする者が同時に	九千八百円	千九百円	

を受けようとする者 き受けようとする者 と	を申請する者 道路交通法第七十七条第一項の規定に基づく道路の使用の 申請するとき	自動運行計画の変更の許可を申請する者十九の十一道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定 申請するとき	自動運行の許可を申請する者三十九の九「道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定」申請するとき	車監視員資格者証の再交付を申請する者れの八の道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づくは申請するとき	車監視員資格者証の書換え交付を申請する者れの七の選路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づくは申請するとき	に基づく認定を申請する者十九の六 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定 申請するとき	く講習を受けようとする者 ・ 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イの規定 ・ 受講を申請すると	駐車監視員資格者証の交付を申請する者
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中	二千三百円	七万八千五百円	七万九千二百円	千八百円	二千百円	四千五百円	二万円	

ロ 同項第三号又は第五号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合 千九百円(道路 大力)第三十三条の六の二第六号に掲げる やむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験の 場合にあっては、八百円) る事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千六百円) る事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千六百円) る事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 一同法第九十七条の二第一項第二号に掲げる場合 千七百五十円

2

特定第一種で 大型自 一輪車免許、普通自動二種運転免許(大型特殊自めっては、三千三百五十 31二輪車免許 水自動車免許

4

八百円) 八百円) 八百円) 八百円) 八百円) 一注算ナー七条の二第一項の規定の適用

項の 規 定 0 適 用を受け ない 場 合 千 五

大型自動 車 |第二種: 免許、 中 型自 動車第二

6 合にあっては、四千三百五十円) 員会が提供する自動車を使用して受ける場ける事項について行う試験を宮城県公安委
九百円(同法第九十七条第一項第二号に掲ハ 同項の規定の適用を受けない場合 二千 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 定める額 九百円(同法第4を受ける場合 で 百円 とができなかった者に対する試験の場合に得ない理由のため免許証の更新を受けるこ して同 百円 あっては、 第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを 規定の適用を受ける場合 て同項の規定の適用を受ける場合。同法第九十七条の二第一項第二号. 同 同項第三号又は第五号に 項第四号に該当して同項の規定の適 八百 千五百五十円 円 受ける場合 千七 一項第二号に該当 千九百円(同令に該当して同項の 千九百E

に基づく限定解除の審査を申請する者四十二 道路交通法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定	受けようとする者
申請するとき	き検を申請すると
十円)を使用して受ける場合にあっては、二千八百五を使用して受ける場合にあっては、二千八百五千四百円(宮城県公安委員会が提供する自動車	1 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 三千七百五十円(宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合が提供する自動車を使用して受ける場合が提供する自動車を使用して受ける場合が提供する自動車を使用して受ける場合が提供する自動車を使用して受ける場合が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千五百五十円)

)を申請する者 「現を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。」 「全記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。」 「会認式では、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事 「免許証 二千二百五十円で付(一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事 「免許証 二千二百五十円で付」の地方の規定に基づく免許証の再 「申請するとき」「自己の利益では第二種運転免許に係の十四」が対象の対象の対象の対象に基づく免許証の再には、「おりを申請するとき」には、「おりでは、 この では、 この の の の の の の の の の の の の の の の の の の	四十三 道路交通法第九十二条第一項の規定に基づく免許証の交 するとき するとき するとき するとき するとき するとき するとき するとき
---	---

四十六 道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づ四十六 道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づ	定員資格者証の交付を申請する者四十五 道路交通法第九十九条の二第四項の規定に基づく技能検	ようとする者の四第三項の規定に基づく運転技能検査を受けい又は第百一条の四第三項の規定に基づく運転技能検査を受け四十四の四 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくは	けようとする者 おいっぱ 一切出の 一道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定す	く認知機能検査を受けようとする者ロ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第一項の規定に基づ
申請するとき	申請するとき	き受検を申請すると	き、要講を申請すると	き
1 大型自動車免許に係る技能検定員審査」といれて、これらの免許に係る技能検定員審査 一万九千五百円 2 普通自動車免許に係る技能検定員審査 一万九千五百円 4 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種定員審査で、これらの免許に対応する第一種定員審査で、これらの免許に対応する第一種定員審査で、これらの免許に対応する第一種定員審査で、これらの免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種定員審査で、これらの免許に対応する第一種定員審査で、これらの免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	千百五十円	三千五百五十円	場合にあっては、千二百円) でしたことにより当該講習の一部を免除される一部と同等の内容を有すると認める研修等を終千四百五十円(宮城県公安委員会が当該講習の	

m	ımı	lm l
四十九 道路交通法第百条の二第一項の規定に基づく再試験を受	く審査(以下「教習指導員審査」という。)を申請する者四十八 道路交通法第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づ	導員資格者証の交付を申請する者四十七 道路交通法第九十九条の三第四項の規定に基づく教習指
受験を申請すると	申請するとき	申請するとき
1 準中型自動車免許に係る再試験 千九百円 1 準中型自動車免許に係る再試験 千七百五十四百円) 2 普通自動車免許に係る再試験 千七百五十四百円) で必要な技能について必要な技能について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千四百円) で必要な技能について行う試験を宮城県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、二千五百五十円)	1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中1 大型自動車免許に係る教習指導員審査 一万四型 1 大型自動車免許に係る教習指導員審査 一万八百五十円 2 普通自動車免許に係る教習指導員審査 一万八百五十円 4 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 一大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種 導員審査で、これらの免許に係る教習指導員審査 一	千百五十円

者講習」という。) 講習一時間につき二千 2 同項第二号に掲げる講習(以下「取消処分 がる講習 講習一時間につき七百五十円 1 道路交通法第百八条の二第一項第一号に掲	受講を申請すると	けようとする者 五十二 道路交通法第百八条の二第一項の規定に基づく講習を受
二千三百五十円	申請するとき	免許証の交付を申請する者五十一 道路交通法第百七条の七第一項の規定に基づく国外運転
千百円	申請するとき	書の再交付を申請する者において準用する場合を含む。)の規定に基づく運転経歴証明五十の四 道路交通法第百四条の四第六項(同法第百五条第二項
千百円	申請するとき	書の交付を申請する者において準用する場合を含む。)の規定に基づく運転経歴証明五十の三 道路交通法第百四条の四第六項(同法第百五条第二項
五百五十円	提出するとき	許証の更新申請書を提出する者 五十の二 道路交通法第百一条の二の二第一項の規定に基づき免
にあっては、二千五百五十円)項の規定に基づき免許証の更新を申請する場合二千五百円(道路交通法第百一条の二の二第一	申請するとき	に基づく免許証の更新を申請する者五十 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定
3 大型自動二輪車免許に係る再試験 千円 は、三千百円)		

三百五十

- 3 き千九百五 項第三 一号円に 掲 げ る講習 習 時 間 に 0
- - 5
- き千五百円6 同項第六号に掲げる講習時間につき四千円 講習一 時 間 に

6

- 7 き三千百円同項第七号に掲げる講習 習 時 間 に
- き千四百円 同項第八号に掲げる講習 掲げる講習 講習一 講 習 時 時 間 間 に に 0
- き七百五十円の同項第九号に関 同項第十号に掲げる講習 (以 下 「初心運 0

10

9

者講習」という。) に応じ、それぞれ次にに応じ、それぞれ次に は、それぞれ次に は、それぞれ次に は、それぞれ次に は、それぞれ次に 日五十円 単免許に係る講習れ次に定める額) 次に掲げる Ź 講習 0 X 分

習 講 習 時

に 係る講習 講習 時 蕳

大型自 動二 一輪 車 子免許に 係る講習 講習

11

免許」という。)を受けている者 (許」という。)を受けている者(同法第1自動車対応免許(以下「普通自動車対応同法第七十一条の五第三項に規定する普 12

れ次に定める額講習 次に掲げる

千三百五十円	受講を申請すると)を受けようとする者路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習に限る。五十四 道路交通法第百八条の二第二項の規定に基づく講習(道
九百円	受講を申請すると	を受けた者を受けた者。違反者講習又は若年運転者講習の通知五十三の心運転者講習、違反者講習又は若年運転者講習の通知
九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習がに掲げる者又は同法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許若しくは第二種運転免許若しくは第二年五百円(当該講習が国家公務委員会規則で定めるものである場合にあっては、九千五十円)		

新を申請する者		五十九削除	五十八 警備業法	五十七 車庫法第六条第一項を含む。)、第十三条第四項及び申請する者	五十六 自動車の記述律第百四十五日 現定に基づく自記 を付又は通り
	申請する者 警備業法第七条第一項の規定に基づく認定の有効期間の更		の認定を申請する者(昭和四十七年法律第百十七号)第四条の規定	規定に基づく保管場所標章の交付又は再交付を三条第四項及び附則第八項において準用する場第四項及び附則第八項において準用する場合を六条第一項又は第三項(車庫法第七条第二項(又は通知を行うべきことを申請する者づく自動車の保管場所を確保していることを証する書四十五号。以下「車庫法」という。)第四条第一項の動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年
	申請するとき		申請するとき	申請するとき (車 本部 を得た (車 本部 で は 本 で で で で で で で は ま で で で で で で で は ま で の 規 定 に す る 者 に あ っ て は ま で る 者 に あ っ て は と き)	申請するとき(車をだし書の規定にただし書の規定に基づく通知を行うる者にあっては、あ者にあっては、
	二万三千円		二万三千円	六百円	二千二百円

1 警備業務の種別(警備業法第十八条に規定する種別をいう。以下この項において同じ)する種別をいう。以下この項において同じ)る警備業務に係る検定 一万六千円 で行われるものに限る。) 一万四千円 で行われるものに限る。) 一万四千円 で行われるものに限る。) 一万四千円 る警備業務に係るものに係る検定(2に規定するものを除く。) 一万三千円 る警備業務の種別のうち、同項第二号に掲げる警 が 業務に係るものに係る検定(2に規定するものを除く。) 一万三千円 る警備業務の種別のうち、同項第二号に掲げる警 が 業務に係るものに係る検定 一万六千円	受験を申請すると	六十六 警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定を受けようとする者
五千円	受講を申請すると	指導及び教育に関する講習を受けようとする者 六十五の二 警備業法第二十二条第八項の規定に基づく警備員の
千八百円	申請するとき	育責任者資格者証の再交付を申請する者六十五 警備業法第二十二条第六項の規定に基づく警備員指導教
千八百円	申請するとき	育責任者資格者証の書換えを申請する者六十四 警備業法第二十二条第五項の規定に基づく警備員指導教
講習一時間につき千二百円	受講を申請すると	指導教育責任者講習を受けようとする者
九千八百円	申請するとき	育責任者資格者証の交付を申請する者 六十二 警備業法第二十二条第二項の規定に基づく警備員指導教

三年法律第五十七号。以下「代行業法」という。)第四条の規 十一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十 申請	十号)附則第五条の規定に基づく審査を申請する者 申請十の二 警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五 申請	を申請する者条第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付条第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付十、警備業法第四十二条第三項において準用する同法第二十二(申請	えを申請する者	備業務管理者講習を受けようとする者というとの規定に基づく機械警と講六十八を備業法第四十二条第二項第一号の規定に基づく機械警と講	管理者資格者証の交付を申請する者、一人の場所の表別では、一人の場所をは、一人の表別では、一人の表別では、一人の表別では、一人の表別では、一人の表別では、一人の表別では、一人の表別では、「一人の表別では、	者 二十二条第六項の規定に基づく合格証明書の再交付を申請する 二十二条第六項の規定に基づく合格証明書の再交付を申請する 申請六十六の四 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第 申請	者 二十二条第五項の規定に基づく合格証明書の書換えを申請する 二十二条第五項の規定に基づく合格証明書の書換えを申請する 申請六十六の三 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第 申請	書の交付を申請する者 中語六十六の二 警備業法第二十三条第四項の規定に基づく合格証明 申請
申請するとき	申請するとき	申請するとき	請するとき	受講を申請すると	申請するとき	申請するとき	申請するとき	申請するとき
一万二千円	四千七百円	千八百円	千八百円	三万九千円	九千八百円	二千円	二千二百円	一万円

ī	
	,
-	正
) -
	1
	++
	□ 悬
•	\sim
	,
	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
•	ΙĦ
	41
j	助
	+
	単
-	\\
	定に基づく自動車運転代行業の認定を申れ
	±
	単二
	41
	17
	油
	1丁
	7114
	兼
	0
Ĺ	(1)
	⇒刃
-	可以
	+
-	ル
	な
-	~
1	中
	17
)	書
,	口日
	士
ı	9
[ス
ļ	(ب
:	請する者
•	71
,	

犯罪経歴を証する書面の交付を申請する者一身体を拘束したこと、遺失した旨の届出があったこと又

申請するとき

四百五十円

字 備句 考 七十二 'の意味によるものとする。' この表中の用語の意義及び字句の意味は、 それぞれ上欄に規定する法律(これに基づく政令を含む。 における用語の意義及び

て、 あ 0 技 て 能 それぞれ前 は、 検定員 手 数 審 項 料 査 を申請する者 \mathcal{O} \mathcal{O} 額 表 四 は、 + 六 前 0 項 項 \mathcal{O} が 次 \mathcal{O} 表 下 匹 \mathcal{O} 表 欄 + 六 \mathcal{O} に 定 上 \mathcal{O} め 欄 項 る \mathcal{O} に 額 下 掲 げる審 カュ 欄 5 \mathcal{O} 規 定 査 次 に 0) 細 表 目 か に カゝ 0 下 わ 0 5 ** \ 欄 に ず、 て 定 0) め 審 次 査 る 0) 額 を 表 を減 免除 \mathcal{O} 中 じ され 欄 た に る者 額 掲 げ とする。 る で 区分に応 ある場 合 じ に

2

	能 一 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技				一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	審査細目
普通自動車免許に係る技能検定員審査	許に係る技能検定員審査大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	普通自動車免許に係る技能検定員審査	許に係る技能検定員審査大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免	区
六千百円	六千七百円	四千二百五十円	千二百五十円	三千五百五十円	四千円	額

二千五十円	普通自動車免許に係る技能検定員審査		
千八百円	許に係る技能検定員審査大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免	六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
二千六百五十円	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		1
千九百円	普通自動車免許に係る技能検定員審査		
二千三百五十円	許に係る技能検定員審査大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免	五 技能検定の実施に関する知識	
二千円	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		T
二千円	普通自動車免許に係る技能検定員審査		
二千五百円	許に係る技能検定員審査大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免	四 自動車教習所に関する法令についての知識	
二千円	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		
二千円	普通自動車免許に係る技能検定員審査		
二千五百円	許に係る技能検定員審査大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免	る教則の内容となっている事項三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定す	
七千四百円	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		
二千百円	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		

	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千七百円
転代行業に関する法令についての知識及び代行業法第二条第一項に規定する自動車運)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業七 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千五百五十円
る場合にあっては、三の項及び四の項の下欄にこ 技能検定員審査については二千九百円を減ずるも 定員審査については九百円を、特定第一種運転 定員審査については九百円を、特定第一種運転 中型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許 イン 技能検定員審査を受けようとする者が一の項 備考	定めるところによるほか、前項の表四十六の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての免許に係る技能検定員審査については千百円をに係る技能検定員審査については二千三百五十定めるところによるほか、前項の表四十六の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての	の下欄に定める額から更に大型自動審査のいずれをも免除される者であの下欄に定める額から更に大型自動の下欄に定める額から更に大型自動の下欄に定める額から更に大型自動の下欄に定める額から更に大型自動をである。

3 じ あ て、 0 教 て 習 は、 そ 指 れ 導 ぞ 手 員 審 れ 数 第 料 査 \mathcal{O} を 項 額 申 \mathcal{O} は 請 表 す 第 兀 る 者 + 八 項 が 0) \mathcal{O} 次 項 表 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 表 + 下 \mathcal{O} 欄 八 上 \mathcal{O} に 欄 定 項 に \otimes \mathcal{O} 掲 る 下 げ 欄 額 る か \mathcal{O} 審 5 規 査 定 細 に 次 目 \mathcal{O} か に 表 か 0 わ \mathcal{O} 11 下 ら て ず、 欄 \mathcal{O} に 審 定 次 査 を \Diamond \mathcal{O} る 表 免 除 額 \mathcal{O} さ を 中 欄 減 れ ľ に る た 撂 者 額 げ で と る あ す 区 る る。 . 分 に 場 合 応 に

に車

1ついては三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能・

検定員審

査

審
査
細
目
区
額

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	6		特定第一種運転免許に係る教習指導	普通自動車免許に係る教習指導員審	一 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車第二種免許等に係る教習	特定第一種運転免許に係る教習指導	普通自動車免許に係る教習指導員審査	対能教習に必要な教習の技能 大型自動車免許、中型自動車免許又	大型自動車第二種免許等に係る教習	特定第一種運転免許に係る教習指導	普通自動車免許に係る教習指導員審査
一	の他自動車の 許に係る教習指導員審査四項に規定す 大型自動車免許、中型自特定第一種運転免許に係	第一種運転免許に係		通自動車免許に係る教	る教習指導員審査動車免許、中型自	動車第二種免許等	第一種運転免許に係	自動車免許に係	る教習指導員審査動車免許、中型自	動車第二種免許等	第一種運転免許に係	自動車免許に係
習指導員審査 の の で の で の で の で の で の で の で の で の で	動 る 習 事 事 事 事 事 事 事 年 発 計 導 員 審 す ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	る教習指導員審別を	習指導員審	動車発許又		に係る	る教習指導員審査	習指導員審查	動	に係る		習指導員審査
千二百五十円 千二百五十円 千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円		千三百円	二千五十円	千三百五十円	千三百円	千四百円	四千二百五十円	千二百五十円	三千五百五十円

備 二 一 考	おおります。 おおりました。 おおります。			六			五
審査については百五十円を、特定第一種運転免動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免責審査については、四の項及び五の項の下欄に員審査については九百円を、特定第一種運転免員審査については九百円を、特定第一種運転免員審査については、一の項及び二の項の下欄に教習指導員審査を受けようとする者が一の項教習指導員審査を受けようとする者が一の項	 重要転代行業に関する法令についての知り自動車運転代行業法第二条第一項に規定するとのではのでは、			教習指導員として必要な教育についての知識			自動車教習所に関する法令についての知識
許に係る教習指導員審査については百五十円を許に係る教習指導員審査については千百円を、許に係る教習指導員審査については千百円を、許に係る教習指導員審査については千百円を、許に係る教習指導員審査については二千四百円定めるところによるほか、第一項の表四十八の及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	許に係る教習指導員審査 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	許に係る教習指導員審査大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免
審査のいずれをも免除される者であ 東の下欄に定める額から更に大型自 を、普通自動車第二種免許等に係る教習 指導 での下欄に定める額から更に大型自 での下欄に定める額から更に大型自 での下欄に定める額から更に大型自 での下欄に定める額から更に大型自 を、普通自動車免許に係る教習指導 である。	二千五百五十円	千二百五十円	千三百円	千五百円	千三百円	千三百五十円	千六百円

4

げ 車 報 \mathcal{O} 項 庫 12 手 法 ょ 数 第 り 五. 項 料 六 手 + に 条 数 六 規 は 第 料 \mathcal{O} 定 現 を 項 す 金 項 納 る 車 12 \mathcal{O} \Diamond 手 規 る 庫 数 り 定 場 法 料 合 納 に 第 は \otimes 基 に 兀 な づ 限 条 県 く交付 け る 第 \mathcal{O} れ 発 $\overline{}$ ば 項 行 及 な \mathcal{O} た す 申 \mathcal{C}_{i} だ る な 請 五 L 収 に + 書 入 ょ 七 \mathcal{O} 証 り \mathcal{O} 規 紙 得 項 定 に た に ょ 車 納 基 1) 付 庫 づ 納 情 法 < \Diamond 報 第 通 な 兀 に 知 け ょ 条 を れ ŋ 第 行 ば 手 う な 項 ベ 数 5 た きこ 料 な だ を 1 と 納 L 書 \mathcal{O} \emptyset た 申 だ る \mathcal{O} 場 申 請 L 合 請 に に に ょ 同 限 併 り 項 る。 得 せ \mathcal{O} 7 た 表 行 納 に 付 + 0 掲 た 情 九

指 定 機 関 \sim \mathcal{O} 手 数 料 \mathcal{O} 納 付 等)

る

ょ

5

第三 掲 げ と 条 げ る 者 る た 者 \mathcal{O} 場 次 に 区 合 \mathcal{O} 納 分 に 表 に \Diamond は \mathcal{O} 応 な 第 ľ け 前 れ 条 欄 第 ば 同 に な 表 撂 5 \mathcal{O} 項 げ な 下 \mathcal{O} る 事 欄 表 11 \mathcal{O} 務 定 上 を 欄 \otimes 宮 る に 城 額 掲 県 \mathcal{O} げ 公 手 安 る 数 者 委 料 \mathcal{O} 員 う を 会 ち 次 が \mathcal{O} 次 そ 表 \mathcal{O} れ \mathcal{O} 表 ぞ 第 \mathcal{O} れ 兀 第 同 欄 表 欄 に \mathcal{O} 掲 に 第 げ 掲 る げ 欄 方 る に 者 法 掲 に は げ ょ る り 同 者 項 に 同 \mathcal{O} 実 表 表 施 さ \mathcal{O} \mathcal{O} 第 上 せ 欄 る 欄 に

に

掲

لح

る式	事
事務の実施に関す避技機試験又は型	務
定国国	指
多公安系 会第二-	定
安員会が	機
が 五指 項	関
の糸欄	納
掲 項 の 表	入
者 十 一 の	義
文とは十二	務
一の項	者
)第二- 則(昭和 遊技機の	納
一 六 認 条 十 定	
試国び験家型	入
務 安 委 委 員 定	方
定 規 に め 則 関	
る 方 と ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ	法
	事務 定する者 に対している にする者 にする者 でする者 の上欄に掲げる者 則(昭和六十年国家公安委員会規則第四遊技機試験又は型 風適法第二十条第五項 前条第一項の表十一の項又は十二の項 遊技機の認定及び型式の検定等に関する

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 同 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 第 欄 に 掲 げ る 者 12 納 8 ら れ た 手 数 料 は 当 該 者 \mathcal{O} 収 入 と す

手 数 料 \mathcal{O} 返 還

第 合 几 そ 条 \mathcal{O} 既 他 正 に 当 徴 な 収 理 L 由 た 手 が 数 あ る 料 場 は 合 に 返 は 還 L な \mathcal{O} 11 限 ŋ た だ で な L 県 \mathcal{O} 責 8 に ょ n 審 査 交 付 検 査 等 が で き な < な 0 た

場

手 数 料 \mathcal{O} 減 免

第 全 体 五 五. 部 で \mathcal{O} 条 を あ 項 三 免 る \mathcal{O} 知 除 場 上 + 事 す 合 欄 兀 は る に に \mathcal{O} 第二 は 撂 項 ŧ \mathcal{O} げ \mathcal{O} とす 条 同 る 上 者 表 欄 第 る 三 に + 救 掲 項 \mathcal{O} 命 げ \mathcal{O} 項 索 る 表 発 者 \equiv \mathcal{O} + 下 射 救 欄 銃 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 命 項 に 所 索 \mathcal{O} 掲 持 発 上 欄 げ \mathcal{O} 射 る 許 銃 に 額 可 \mathcal{O} 掲 げ 又 証 所 は \mathcal{O} 持 る 三 \mathcal{O} 者 再 + 交 許 几 救 付 可 \mathcal{O} を 証 命 項 申 索 \mathcal{O} 若 請 書 発 換 射 L す < る え 銃 者 を は \mathcal{O} に 申 所 +持 限 請 五 す る \mathcal{O} る \mathcal{O} 許 項 者 可 が 0) 12 を 限 申 下 玉 欄 又 る 請 す に は る 掲 地 方 者 げ 又 る 公 は 12 共 \equiv 限 額 寸 \mathcal{O} + る

2 る 場 年 知 合 法 事 律 に は は 第 第二 同 + 項 六 条 号 第 \mathcal{O} 下 項 欄 第 に \mathcal{O} 掲 条 表 げ に 兀 規 る + 額 定 \mathcal{O} す \mathcal{O} 項 全 る \mathcal{O} 学 部 上 を 校 欄 免 で に 除 あ 掲 す る げ る 場 る Ł 合 者 そ \mathcal{O} が لح \mathcal{O} 玉 す 他 若 る 手 し 数 < 料 は を 地 免 方 除 公 す 共 る 寸 ۲ 体 لح 又 が は 適 学 当 校 と 教 認 育 8 法 る 昭 Ł \mathcal{O} 和 で あ +

3 は 知 同 事 表 は 五. 第二 + 六 \mathcal{O} 条 項 第 又 項 は 五. \mathcal{O} + 表 七 五 \mathcal{O} + 項 六 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 項 欄 又 は に 掲 五. げ + る 七 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 全 \mathcal{O} 部 上 を 欄 免 に 除 掲 す げ る る 者 Ł \mathcal{O} が لح 玉 す 又 る は 地 方 公 共 寸 体 で あ る 場 合 に

附 則

施

行

日

1 ک \mathcal{O} 条 期 例 は 平 成 + = 年 兀 月

公 布 \mathcal{O} 日 か 6 施 行 す る 日 カュ 5 施 行 す る。 た だ L 附 則 第 几 項 中 第 八 条 第 項 第 号 \mathcal{O} 改 正 規 定 は

経 過 措 置

2 \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 12 申 請 等 が な さ れ た 許 可 承 認 認 定 等 12 係 る 手 数 料 に 0 1 7

は

な

お

従

前

0

例

によ

自 動 車 保 管 場 所 証 明 等 手 数 料 条 例 等

 \mathcal{O}

廃

止

る。

3 次 に 自 動 掲 車 げ 保 る 管 条 場 例 所 は 証 明 廃 等 止 す 手 数 る 料 条 例 昭 和 兀 三 年 宮 城 県 条

例

第

七

運 転 適 性 検 査 手 数 料 条 例 昭 和 几 + 五. 年 宮 城 県 条 例 第 六 号

 \equiv パ キ ン グ メ タ 作 動 及 び パ 丰 ン グ チ ケ ツ 卜 発 給 手 数 料 条 例 昭 和 六 + 年 宮 城 県 条 例 第

五.

兀 運 転 者 特 定 任 意 講 習 手 数 料 条 例 平 成 六 年 宮 城 県 条 例 第 十 兀 号

五 古 物 営 業 許 可 等 手 数 料 条 例 平 成 七 年 宮 城 県 条 例 第 几 十 号

4 風 俗 営 業 等 \mathcal{O} 規 制 及 び 業 務 \mathcal{O} 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 施 行 条 例 昭 和 五 十 九 年 宮 城 県 条 例 第 十 号 \mathcal{O} 部 を

次のように改正する。

風

俗

営

業

等

 \mathcal{O}

規

制

及

び

業

務

 \mathcal{O}

適

正

化

等

に

関

す

る

法

律

施

行

条

例

 \mathcal{O}

部

改

正

第 八 条 第 項 第二 号 中 風 俗 関 連 営 業」 を 店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業 に 改 8 る

第十八条を削る。

5

東 日 本 大 震 災 に ょ ŋ 被 害 を 受 け た 者 に 係 る 手 数 料 \mathcal{O} 減 免

十 六 風 ま で、 三 \mathcal{O} 知 適 \mathcal{O} 項 法 事 項 第 は 五 + 十 三 第二 条 七 六 七 + \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 項 項 条 五. \mathcal{O} 項 第 項 0 五 若 + 項 + 規 L 七 定 \mathcal{O} < \mathcal{O} \mathcal{O} に 表 は 項 項 基 七 カン づ \mathcal{O} + 六 5 < 項 六 + 許 \mathcal{O} 可 \mathcal{O} 五 十 上 項 \mathcal{O} 六 を 欄 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 申 に 上 項 請 掲 欄 六 ま す げ に + で る る 掲 六 者 者 げ \mathcal{O} を 三 + 風 除 る 者 \mathcal{O} 兀 <_ . 適 が 項 \mathcal{O} 法 東 項 第 日 六 又 几 本 + は 条 大 六 十 第 震 \equiv \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 災 几 項 項 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 平 項 五. 規 三 成 \mathcal{O} 定 + <u>-</u> 七 項 が + 九 適 八 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 年 さ 項 七 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} 項 れ 月 七 項 る + + か 十 営 三 5 業 兀 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 所 に 項 + 項 に 発 \mathcal{O} 0 生 項 き 七 十

額 \equiv あ L + た 0 全 て 東 北 部 日 手 ま 数 地 免 で 料 方 除 太 \mathcal{O} を 間 平 免 に 除 洋 申 す 沖 請 る 地 \mathcal{O} こと 等 震 が 及 る な が び さ 適 当 れ n لح た に 許 認 伴 可 \Diamond う る 原 子 承 t 認 力 \mathcal{O} 等 で 発 あ 電 に 係 る 所 場 る \mathcal{O} 手 合 事 数 に 故 料 は に ょ に 限 亚 る ŋ 成 災 害 そ + を れ \equiv い う。 ぞ 年 三 れ 月 n に 十 b ょ 日 ŋ \mathcal{O} 項 被 カコ \mathcal{O} 5 害 令 を 受 欄 和 \equiv け に 撂 年 た 者 三 げ る 月 で

令 和 元 年 台 風 第 + 九 号 に ょ る 災 害 に ょ り 被 害 を 受 け た 者 に 係 る 手 数 料 \mathcal{O} 減 免

 \mathcal{O}

を

す

る

Ł

لح

す

6 欄 和 被 項 八 に 五 に 三 害 + \mathcal{O} 関 八 知 年 \equiv 掲 を 七 七 \mathcal{O} す 事 げ 三 受 十 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 る は る 月 け 三 項 項 法 第二 三 額 た \mathcal{O} +律 三 + 者 \equiv \mathcal{O} 施 項 五. 全 で + + \mathcal{O} 行 条 部 日 あ 七 九 八 項 令 第 ま + \mathcal{O} \mathcal{O} 第 を 0 で 免 7 項 几 + 八 項 五. 除 \mathcal{O} 手 \mathcal{O} \mathcal{O} 六 条 \mathcal{O} す 間 数 項 六 項 \mathcal{O} に 表 若 + る 料 項 規 に 申 を L 定 \mathcal{O} Ł < \mathcal{O} + + す 項 \mathcal{O} 請 免 項 る لح 等 除 は 九 七 \mathcal{O} す が す 七 \mathcal{O} \mathcal{O} 営 上 る な る 十 六 七 項 業 欄 さ 六 + \mathcal{O} 以 に لح n \mathcal{O} 五. 項 外 掲 項 十 た が \mathcal{O} カン \mathcal{O} げ 5 三 許 適 \mathcal{O} 項 風 る 当 可 上 几 \mathcal{O} 俗 者 لح 欄 六 十 項 営 認 業 ば 承 に + \mathcal{O} か 掲 六 5 認 8 項 5 \mathcal{O} 等 る げ \mathcal{O} ま 許 W \equiv で る + に Ł 可 係 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 六 を 屋 る で が 項 兀 \mathcal{O} 申 及 令 + 手 あ 項 請 び 数 る 几 和 六 ま す 風 料 場 + る 元 \mathcal{O} で 俗 合 年 六 項 者 営 に 三 台 業 限 に \mathcal{O} に 限 等 ŋ は 風 几 五 十 + 兀 第 \mathcal{O} る \mathcal{O} そ 令 + 項 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 兀 れ 和 九 項 制 ぞ 号 七 又 元 \mathcal{O} 及 + 項 \equiv n 年 に は び + ょ \mathcal{O} + 業 n 月 る 項 五 五 \mathcal{O} 務 + 災 + 項 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 六 害 七 項 適 \mathcal{O} 日 項 カン に 十 \mathcal{O} 五 正 ょ 項 三 5 化 \mathcal{O} \mathcal{O}

下

令

V)

 \mathcal{O}

項

十

等

附 則 亚 成 + \equiv 年 三 月 + \equiv 日 条 例 第 + 号

0 条 例 は 亚 成 十 \equiv 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

 $\sum_{}$

附 則 平 成 + 兀 年 三 月 + 七 日 条 例 第 + 八 号

施 行 期 日

1 第 兀 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 改 例 正 は 規 平 定 は 成 公 十 布 兀 \mathcal{O} 年 日 六 月 か ら 日 同 か 条 5 第 施 行 項 す \bigcirc る 表 兀 た + だ 六 L \mathcal{O} 項 第 及 \mathcal{U} 条 同 第 表 兀 項 + \mathcal{O} 八 表 \mathcal{O} 以 項 外 \mathcal{O} \mathcal{O} 部 改 正 分 規 \mathcal{O} 定 改 正 同 規 定 条 第 及 び 項 同 \mathcal{O} 条

表 \mathcal{O} 改 正 規 定 同 条 第 三 項 \mathcal{O} 改 正 規 定 並 び に 付 則 第 項 \mathcal{O} 規 定 は 同 年 五. 月 __-日 カ 5 施 行 す る

(経過措置)

2 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 に 申 請 が な さ n た 試 験 講 習 等 に 係 る 手 数 料 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

3 第二 条 第 項 \mathcal{O} 表 兀 + 六 \mathcal{O} 項 及 び 同 表 第 兀 + 八 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 改 正 規 定 同 条 第 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 改 正 規 定 並 U に 同 条 第

項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 改 正 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 に 申 請 が な さ れ た 道 路 交 通 法 昭 和 三 十 五. 年 法 律 第 百 五. 号 第 九 + 九 条 \mathcal{O} 第

兀 項 第 号 イ 又 は 第 九 + 九 条 \mathcal{O} 三 第 兀 項 第 号 イ \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < 審 査 に 係 る 手 数 料 に 0 11 7 は な お 従 前

 \mathcal{O}

例による。

4 道 路 交 通 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 十 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 年 法 律 第 五. 十 号 附 則 第 条 第 七 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n な お 従 前 \mathcal{O}

例 に ょ ることと さ れ る 講 習 に 係 る 手 数 料 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

附 則 平 成 + 五. 年 七 月 + 六 日 条 例 第 五 + 兀 号

 \sum \mathcal{O} 条 例 は 古 物 営 業 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 十 兀 年 法 律 第 百 十 五. 号 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日

カン

5

施

行

す

る。

平 成 十 五. 年 政 令 第 \equiv 百 九 号 に ょ る 施 行 期 日 平 成 + 五. 年 九 月 日

附 則 平 成 + 五 年 + 月 + 兀 日 条 例 第 八 + 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 平 成 + 七 年 三 月 + 五. 日 条 例 第 + 号

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 中 第 条 0 規 定 は 平 成 + 七 年 兀 月 日 カコ 5 第二 条 \mathcal{O} 規 定 は 道 路 交 通

法

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

法

律

平

成

六 年 法 律 第 九 + 뭉 附 則 第 条 第 兀 号 に 規 定 す る 日 か 5 施 行 す る

附 則 平 成 + 七 年 十 月 六 日 条 例 第 百 兀 + 六 号

 \mathcal{O} 条 例 は 平 成 + 七 年 十 月 十 日 か 5 施 行 す Ź。

附 則 平 成 + 七 年 十二 月二十 日 条 例 第 百 六 十八 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 号。 項 書 改 \mathcal{O} \mathcal{O} 以 正 核 規 再 以 法 下 原 定 に 料 交 下 付 に ょ 改 物 質、 基 旧 る を 正 法 申 づ 法 改 き 正 核 請 す 運 لح 前 لح 燃 る 搬 1 料 11 \mathcal{O} 場 う。 う。 証 核 物 質 合 明 原 $\overline{}$ に 書 料 及 第六 0 \mathcal{O} 物 附 び 交 質 則 原 11 て 付 + 第 子 を 六 は 核 五. 炉 受け 燃 条 条 \mathcal{O} 第 料 改 に 規 よう 正 物 規 制 項 質 前 定 12 とす 関 \mathcal{O} に 及 す 第二 お U る す る 原 者 る 11 条 場 て 子 が 法 第 準 炉 合 同 律 用 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 項 運 す 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 部 搬 る 制 規 表 証 旧 に 定 を 明 関 に 改 法 + 書 第 す ょ 正 す 七 五. る ŋ \mathcal{O} る \mathcal{O} 書 + 法 な 項 換 九 律 お 法 か え 条 そ 律 昭 0) ら を \mathcal{O} <u>二</u> 十 申 平 和 効 第 三 請 力 成 + + 九 す 五. を る 項 \mathcal{O} 七 有 項 場 年 年 す ま 合 第 法 る 法 こ と で 又 九 律 律 は 項 \mathcal{O} 第 第 と 規 運 又 几 百 さ 定 搬 は 六 + 第 + 兀 は れ 証 六 明 + る 号

附 則 平 成 + 八 年 三 月二 +三 日 条 例 第 十 五 号

0 条 例 は 平 成 + 八 年 五 月 日 か 5 施 行 す る。

 $\sum_{}$

附

な

お

そ

 \mathcal{O}

効

力

を

有

す

る

則(平成十九年三月二十日条例第二十号)

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 中 第二 条 第 項 \mathcal{O} 表 七 + $\dot{\Xi}$ \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 0 よう に 加 え る 改 正 規 定 は 平 成 + 九 年 六 月 日 カコ ら そ 0 他

規定は同年六月二日から施行する。

 \mathcal{O}

附 則 平 成 + 九 年 + 月 + 九 日 条 例 第 七 十二号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 平 成 + 年 三 月 + 五. 日 条 例 第 + 兀

号

 \mathcal{O} 条 例 は 平 成 + 年 月 兀 日 か 5 施 行 す る

附 則(平成二十一年三月二十四日条例第二十日

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 中 第 条 \mathcal{O} 規 定 は 平 成 + 年 兀 月 日 か ら、 条 \mathcal{O} 規 定 は 平 成 + 年 六 月 日 か 5 施 行 す る

附 則 平 成 + 年 + 月 九 日 条 例 第 六 十 五 号

 $\sum_{}$ 0 条 例 は 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 八 + 六 뭉 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か 5 施

行 す る。

附 則 平 成二 十 二 年三 月 + 兀 日 条 例 第 十 兀 号

 \mathcal{O} 条 例 は 平 成二 十 二 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す る

附 則 平 成二 十三 年 兀 + 日 条 例 第 五. 十三 号)

月

 $\sum_{}$ 0) 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 施 行 す る

第

 \mathcal{O} 条 附 例 は 則 平 平 成二 成 + + 兀 兀 年三 年 兀 月 月 十三 日 か 5 日 施 条 行 例

 $\check{\ \ }$

附 則 平 成二 + 兀 年三 月二 十三 日 条 例 第二十 兀 号

する。

十 二

号

 \mathcal{L} 0 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 施 行 す る

附 則 平 成二 + 五 年 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 月二 + 六 日 条 例 第 十 兀 号

 \mathcal{O} 条 例 は 平 成二 + 五. 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す る。

 \mathcal{L}

附 則 平 成 + 五 年三 月 十 六 日 条 例 第二十一 号)

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

附 則 平 成二 + 六 年三 月 十 七 日 条 例 第 六 号)

公 布 $\check{\ \ }$ \mathcal{O} \mathcal{O} 日 条 又 例 は は 道 平 路 成二 交 通 十 法 六 \mathcal{O} 年 部 兀 を 月 改 日 正 す か る 5 法 施 律 行 す る。 平 成 二 十 た だし 五. 年 第二 法 律 条 第 兀 第 十 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 項 号) \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 兀 + 施 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 VI ず \mathcal{O} れ 改 正 カコ 遅 規 定 は 日 か

5 施 行 す る。

附 則 亚 成 + 六 年 \equiv 月 + 七 日 条 例 第二 + -三号)

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

附 則 平 成 + 六 年 五 月 + 日 条 例 第 兀 +

几

号

 \mathcal{L} \mathcal{O} 条 例 は 平 成二 + 六 年 六 月 日 か 5 施 行 す る

附

則

平

成

+

七

年三

月

+

五

日

条

例

第

+

号)

日

カコ

6

施

行

す

る

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 附 例 は 則 平 平 成二 成 + + 七 七 年三 年 兀 月 月 日 + カュ 五. 5 日 施 条 行 例 す 第 る。 十 兀 た 号 だ L 第 条 \mathcal{O} 規 定 は 同 年 六 月

 \mathcal{O} 正 に 規 規 関 $\overset{\sim}{\smile}$ 定 定 す \mathcal{O} を る 条 は 除 法 例 平 < 律 は 成二 施 公 行 六 に 条 布 年 ょ 例 \mathcal{O} る 附 日 十 改 __ 則 カュ 月二 正 第 5 後 施 + \mathcal{O} 項 行 医 中 五. し 薬 品 平 カュ 第 + _ 5 成 適 医 用 療 + 条 す 機 七 \mathcal{O} 器 規 る 年 \equiv 等 定 月 \mathcal{O} 三 品 医 十 質 薬 品 有 日 効 医 性 を 療 及 機 び 平 器 安 成 等 全 \mathcal{O} + 性 品 \mathcal{O} 八 質 確 年 保 有 等 月 効 \equiv に 性 + 関 及 す び る 安 日 法 全 に 律 性 改 施 \mathcal{O} 8 行 確 条 る 保 例 改 築

附 則 平 成 + 七 年 十 月 +兀 日 条 例 第 九 + 号

日

 $\check{\ \ }$ \mathcal{O} 条 附 例 則 中 第 平 成 条 \mathcal{O} + 規 八 定 年三 は 平 月二 成 十 二 + 八 年 日 三 条 例 月 第 + 十 \equiv 七 号) 日 カコ 5 第 条 \mathcal{O} 規 定 は 同 年 六 月 + 三 日 カン 5 施 行 す る

号 部 十 法 第 律 五. 分 五 $\sum_{}$ 号 に 施 を \mathcal{O} 条 中 限 行 削 条 12 条 る 例 る 麻 薬 例 改 部 は 及 附 \Diamond 分 び 則 る 12 は 公 第 限 布 向 部 平 精 分 る \mathcal{O} 神 項 に 成 日 薬 \mathcal{O} 限 カュ る。 十 取 改 5 八 締 正 第 施 年 法 規 九 行 几 施 定 条 す 第 中 る 月 行 $\overline{}$ 条 + 動 例 か 物 た 日 だ か 附 5 条 \mathcal{O} 則 五. 中 愛 L 5 施 第 + 医 護 行 \bigcirc 薬 及 第 す 項 項 品 び ま 管 条 る \mathcal{O} 中 で 理 改 医 _ 療 に 食 正 機 関 品 規 を 器 す 衛 定 及 等 る 生 \mathcal{U} \mathcal{O} 条 取 品 か 五 例 締 5 + 質 附 条 例 第 \mathcal{O} 則 項 有 第 附 号 効 六 則 ま に 性 項 第 で 改 及 \mathcal{O} 五. 75 改 項 X を る 安 正 \mathcal{O} 部 全 規 改 定 正 分 性 第 に 規 \mathcal{O} 限 定 確 뭉 る 保 第 等 七 に 뭉 及 に 関 改 及 75 す 第 び を 8 第 る る 兀

附 則 平 成 + 八 年 月二十二 日 条 例 第 六 + 八 号)

(施行期日)

1 施 行 $\sum_{}$ \mathcal{O} \mathcal{O} 条 日 例 平 は 成 道 + 路 九 交 年 通 三 法 月 \mathcal{O} + 部 日 を 改 カコ 正 5 す 施 る 行 法 す 律 る 平 成 七 年 法 律 第 兀 +号。 以 下 改 正 法 لح 11

 \mathcal{O}

(経過措置)

2 く。 則 通 道 自 第 1 道 千 六 動 路 て 路 に 条 百 車 交 は 交 五. に 通 対 第 通 相 法 す 法 + 同 項 円 当 項 る 施 \mathcal{O} す 改 第 \mathcal{O} 行 لح る 部 表 正 令 あ 自 を 兀 後 号 \mathcal{O} る 動 改 + \mathcal{O} 又 \mathcal{O} 車 正 九 公 は 部 第 は \mathcal{O} す \mathcal{O} 安 を る 改 項 委 と、 法 中 員 号 正 千 律 会 12 す る 関 該 五. 平 千 当 兀 + 政 係 す 円 成二 令 千 円 手 六 数 る + 平 لح 者 と 料 百 す 七 あ 成二 五 条 改 る + 年 る 例 + 円 法 \mathcal{O} 正 以 律 は 法 八 と 第 年 千 下 附 あ 兀 則 政 令 第 る + 九 新 号 第 百 \mathcal{O} 条 _ 例 条 は 五. に + 第 百 لح ょ 円 五 千 る _ 号 + 11 改 と、 う。 に 八 八 号 。 百 正 規 五. 前 定 + 準 す \mathcal{O} 第 以 道 中 る 円 下 路 型 条 限 と 交 自 第 定 改 通 動 が 正 法 令 同 車 項 解 表 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 除 規 と 五. 規 さ + 定 と 定 れ 11 う。 あ た に \mathcal{O} 者 ょ る 適 \mathcal{O} 項 る 用 を \mathcal{O} 普 中 は に 除 附

3 更 委 改 L 0 表 て 新 員 正 て 五 改 六 会 後 は 期 正 規 月 間 兀 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 則 道 を 当 が に で 路 経 該 満 項 ょ \mathcal{O} 定 交 過 申 る 了 す 改 規 \Diamond 通 L 請 定 る 法 た を る 正 基 施 す 後 に 日 日 カュ 準 行 前 る \mathcal{O} カュ に 令 で 日 新 道 わ 適 あ 法 路 昭 合 る に 第 交 5 ず、 す 通 和 Ł お 百 る 三 け 法 \mathcal{O} +な 講 に る 条 昭 習 五. 対 年 \mathcal{O} お _ 年 従 に す 齢 和 係 政 る が 第 \equiv 前 る + \mathcal{O} 令 新 七 手 + 例 第 法 項 五 12 数 第 歳 \mathcal{O} 年 ょ 料 百 以 規 法 百 る に 七 八 上 定 律 十 条 0 \mathcal{O} に 第 号) 1 \mathcal{O} 者 ょ 百 7 で る 五 第 第 号。 は あ 運 三 0 転 + て、 新 項 免 以 七 第 条 許 下 例 +当 条 証 第 \mathcal{O} 該 新 \mathcal{O} 号 六 更 日 法 条 \mathcal{O} に が 新 _ 第 掲 \mathcal{O} と げ 第 \mathcal{O} 申 11 う。 項 る 条 請 号 \mathcal{O} 講 例 を に 習 表 \mathcal{O} L ょ 五 規 及 施 第 う 十 定 び 行 百 す 改 \mathcal{O} と \mathcal{O} る 正 日 す 条 令 項 玉 る 第 カン 者 及 家 12 5 び 公 ょ 起 項 に 同 安 る 算 あ \mathcal{O}

附 則 平 成 十 九 年三 月二十 $\dot{\equiv}$ 日 条 例 第 十 九 号)

平 成 \mathcal{O} + 条 九 例 年三 は 月 公 三 布 + \mathcal{O} 日 日 か 5 を 施 行 平 す 成三 る。 + た だ 年 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ L 月 三 第二 + 条 中 日 _ 公 安 に 委 改 員 \otimes る 会 関 部 分 係 手 を 数 除 料 条 例 は 附 則 第 平 成 五. 項 + \mathcal{O} 九 改 年 正 兀 規 月 定 日

附 則 平 成二 + 九 年 月二十 __ 日 条 例 第 六 + 号)

か

5

施

行

す

る

 $\sum_{}$ 0) 条 例 は 平 成三 + 年二 月 五 日 か 5 施 行 す

る。

附

則

平

成

 \equiv

+

年三

月二

+

 $\dot{\Xi}$

日

条

例

第

+

兀

号

 $\sum_{}$ 0 条 例 は 平 成三 + 年 几 月 日 か 5 施 行 す る

附 則 平 成 三 + 年 三 月二 + 三日 条 例 第 + 九 号

に、 等 条 取 例 締 に $\sum_{}$ 関 法 \mathcal{O} は 附 す 則 施 条 平 第 る 例 行 れ 成 三 条 5 法 は 三 項 例 \mathcal{O} 律 + \mathcal{O} 附 号 施 公 年 改 則 に 布 行 兀 正 第 定 条 \mathcal{O} \equiv 月 規 \Diamond 例 日 項 る 定 附 カゝ 日 \mathcal{O} 則 5 か を 第 改 施 平 5 正 行 ر ر 施 成三 規 項 す る。 行 定 れ \mathcal{O} + す 5 改 年三 る。 \mathcal{O} 正 た だ 規 項 月 第 \mathcal{O} 定 L + 下 + 欄 平 第三条中 号 に 成三 日 掲 げ _ を + る 削 医 を 年三 る 薬 に 品 平 部 月 成 分 改 三 に \Diamond 医 限 + + る 療 る。 部 機 年 器 分 日 \equiv を 等 月 及 除 を \mathcal{O} く。 \mathcal{U} 平 品 + 第 質 成 五. \equiv 日 条 有 中 第 + 効 12 覚 兀 性 条 年 改 せ 及 中 \equiv 8 11 び 月 安 る 剤 毒 =全 物 取 部 + 性 分 締 及 を 法 U \mathcal{O} 日 除 施 劇 確

物

保

行

則 平 成 三 十 年三 月 十 二 日 条 例 第 +号)

0 条 例 は 平 成 十 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

 $\sum_{}$

附

附 則 平 成 \equiv + 年三 月二 十 二 日 条 例 第十三

 \mathcal{O} 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 施 行 す る

附 則 令 和 元 年 七 月 + 日 条 例 第三 + 号)

施 行 期 日

- 1 ک \mathcal{O} 条 例 は 令 和 元 年 十 月 日 か 5 施 行 す る。 た だ L 附 則 第 九 項 \mathcal{O} 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 施 行 す る
- 経 過 措 置

0

11

て

は

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る

に

7

用

日

日

ま

す

き

7

 \mathcal{O}

る

- 2 は $\sum_{}$ 確 認 \mathcal{O} を 附 受 則 に け 別 段 又 は \mathcal{O} 協 定 議 8 が が 成 あ 立 る L ŧ た \mathcal{O} 使 を 用 除 き、 管 理 \mathcal{O} 条 行 為 例 \mathcal{O} 利 施 用 行 又 \mathcal{O} は 日 占 以 用 に 下 係 る 施 使 行 用 日 _ 料 لح 占 11 用 う 料 又 は 前 土 12 許 地 占 可 用 若 料 L < に
- 3 料 第 0 11 条 \mathcal{O} 規 適 定 L に ょ る 同 改 \mathcal{O} 正 前 後 \mathcal{O} 財 で 産 に \mathcal{O} 徴 交 収 換 ベ 贈 与 使 等 用 に 料 関 す に 0 る 1 条 例 は 別 表 な \mathcal{O} お 規 従 定 前 は 例 施 12 行 ょ 日 以 後 に 徴 収 す ベ き 使 用
- 4 用 流 水 第 係 占 十 用 流 料 条 水 0 \mathcal{O} 占 規 11 用 7 定 料 滴 に に 用 ょ す る 9 11 る 改 正 た は 後 だ \mathcal{O} な 流 L お 水 従 占 占 前 用 用 \mathcal{O} \mathcal{O} 料 等 例 期 に 間 条 が 例 別 月 表 未 第 満 で 号 占 \mathcal{O} 用 表 \mathcal{O} \mathcal{O} 期 規 間 定 \mathcal{O} は 初 施 日 が 行 施 日 行 以 日 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 占 前 日 用 以 \mathcal{O} 前 期 で 間 あ に 係 る 占 る

に

る

7

ょ

る

- 5 す 施 べ 行 第 き 日 十 使 前 兀 用 \mathcal{O} 条 許 料 \mathcal{O} 規 12 可 9 に 定 1 係 に ょ 7 る る 適 使 用 用 改 す \mathcal{O} 正 る 期 後 間 \mathcal{O} 港 \mathcal{O} 末 湾 日 施 が 設 令 等 和 管 理 年 条 兀 例 月 別 表 日 第 以 降 \mathcal{O} で 規 あ 定 る は 場 合 施 \mathcal{O} 行 当 日 該 以 許 後 可 \mathcal{O} に 許 係 可 る に 口 係 日 る 以 使 降 用 に 料 徴 及 収 び
- 6 徴 日 収 \mathcal{O} 第 す + 前 ベ 六 日 ま き 条 で 占 \mathcal{O} 規 に 用 徴 料 定 収 等 に す ょ る ベ 同 き 条 改 占 例 正 用 第 後 料 + \mathcal{O} 等 港 に 条 湾 第 0 区 11 域 7 項 内 は に 等 規 に な 定 お す け お 従 る る 占 前 行 用 \mathcal{O} 為 例 料 \mathcal{O} 等 に 許 ょ を 可 る い に う 関 す 以 る 下 条 同 例 ľ 別 表 \mathcal{O} に 規 0 定 11 は 7 適 施 用 行 日 以 施 後 行 に
- 7 料 に 0 + 九 11 7 条 適 \mathcal{O} 用 規 L 定 に 同 ょ る 日 \mathcal{O} 改 前 正 日 後 ま \mathcal{O} で 総 に 合 徴 運 収 動 す 場 ベ 条 き 例 使 别 用 表 料 第 に 第 0 11 7 号 は \mathcal{O} 表 な \mathcal{O} お 規 従 定 前 は \mathcal{O} 例 施 に 行 ょ 日 る 以 後 に 徴 収 す ベ き 使 用
- 8 習 会 第 \mathcal{O} 受 十 講 を 条 申 \mathcal{O} 請 規 す 定 るこ に ょ と る が 改 で 正 き 後 る \mathcal{O} 期 公 安 間 委 \mathcal{O} 員 初 日 会 関 が 施 係 行 手 日 数 以 料 後 条 で 例 あ 第 る 場 条 合 第 \mathcal{O} 手 項 数 \mathcal{O} 料 表 に 三 + 0 八 1 7 \mathcal{O} 適 五 用 \mathcal{O} L 項 \mathcal{O} 当 規 該 定 期 は 間 講 \mathcal{O}

初 日 が 施 行 日 前 で あ る 場 合 \mathcal{O} 手 数 料 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

準 備 行 為

9 ラ る 1 第二 第二 行 改 フ 正 項 後 条 ル 射 \mathcal{O} \mathcal{O} が 規 港 擊 第 で 場 定 + 湾 き 九 条 施 に る。 例 条 設 ょ る 第 \mathcal{O} 等 改 管 + 規 条 定 理 正 第 に 条 後 ょ 例 \mathcal{O} る 項 第 県 0 改 民 + 規 正 \mathcal{O} 条 定 後 森 第 に 等 \mathcal{O} ょ 総 \mathcal{O} る 合 項 設 利 運 置 用 動 第 及 +料 場 び 条 七 管 金 例 条 理 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} に 承 規 認 十 関 五 定 す \mathcal{O} 申 条 に る 請 第 ょ 条 る そ 例 項 \mathcal{O} 改 第 十· 二 他 及 正 \mathcal{O} び 後 第 条 準 \mathcal{O} 第 県 備 + 行 立 項 為 条 都 は \mathcal{O} 市 規 公 第 袁 施 定 十 に 行 条 几 条 日 ょ 例 る 第 前 \mathcal{O} + 改 規 に _ お 正 定 後 条 に 11 \mathcal{O} 7 \mathcal{O} ょ

附 則 令 和 元 年 十 月二 + 九 日 宮 城 県 条 例 第 六 十 号)

b

う

こ と

 $\sum_{}$ 0 条 例 は 令 和 元 年 十 月 日 か 5 施 行 す る。

附 則 令 和 元 年 十 二 月二 + 兀 日 宮 城 県 条 例 第 Ł 十三号

この 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 カコ ら 施 行 す る。

附 則 令 和 年 \equiv 月 + 兀 日 宮 城 県 条 例 第 + <u>-</u> 号

 \mathcal{O} 条 例 は 令 和 年 匹 月 日 カュ 5 施 行 す る

 $\sum_{}$

附 則 令 和二 年三 月二 + 兀 日 宮 城 県 条 例 第 + 八 号

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

附 則 令 和 三 年 十 二 月二 + = 日 宮 城 県 条 例 第 七 + 七 号)

 $\sum_{}$ 0 条 例 は 令 和 兀 年三 月 十 五. 日 カュ 5 施 行 す る。

附 則 令 和 兀 年 $\dot{\Xi}$ 月 + 五. 日 宮 城 県 条 例 第 九 号)

 \mathcal{O} 条 例 は 令 和 兀 年 五. 月 + 三 日 か 5 施 行 す る。 た だ L 第二 条 第 項 \mathcal{O} 表 + 兀 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 改 正 規 定 は 令 和 兀

年 兀 月 日 カコ 5 施 行 す る。

附 |年四月一日から施行する。| |年三月二十四日宮城県条例第十二号)

こ の 条 例 別(令和五)

附 則 (令 和 五 年七 月十一日 宮城県条例第三十二号)

こ の ?施行する。

附無例は、 (令和六年三月二十日宮城県条例第十一、公布の日から施行する。

こ の 条例は、 令和六年四 月一 日 から施行する。